

社会福祉施設におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	17～18	添乗職員が降り、本人も洗車ホースを取りに車から降りて車庫の中に入った。本人が振り向くと車が動いていたため、慌てて車を手で押して止めようとし、車と建物に挟まれ怪我をした。	67	100～299
1	14～15	訪問入浴業務終了後に帰社するため、お客様宅の駐車場に停めてあった入浴車に乗ろうとして、半開きのスライドドアの淵に右手をかけたところ、強風でドアが閉まって右手の第二指を挟み負傷した。	35	—
1	8～9	利用者をお迎えの際、利用者を進行方向に向かって左側から送迎車に搭乗させ、介護職員が立ったまま後ろ向き状態でスライドドアを閉め、右足の小指を挟んで骨折した。	61	30～49
1	14～15	調理室において、蛍光灯の電球を交換するため、高さ1.2Mの脚立の上に立ち、電球の取り換え作業中に、脚立上部の留め金が外れて、脚立が足元から徐々に広がり、脚立の踏み台がくの字に折れ曲がった凹みに右足をはさまれ、右足の薬指を骨折し、右足の外側面に挫傷を負った。	31	10～29
1	16～17	デイサービスの介護職員である被災者は、外出レクリエーションでセンターのイベントに、利用者の方をお連れした際、4Fのイベント会場からエレベーターで下りるとき、エレベーターの開閉作業を行っていた。利用者の一人が、車いすに乗っている他の利用者の車いすを押してエレベーターに乗る手伝いをしてくれた際、右足を車いすで轢かれ負傷した。	55	1～9
1	10～11	特殊浴室にて、利用者の特殊入浴介助中、利用者をストレッチャーで特殊浴槽へ移動させた際に、左手を浴槽内に入れたまま昇降スイッチを押してしまい、左手が挟	47	100～

		まれた様になって打撲してしまった。		299
2	18~19	夕方の送迎でデイサービス利用者を自宅に送り届けた後、次の利用者宅に向かうため送迎車を添乗者のバック誘導で駐車場から道路に出ようとして車両が後進していた時、窓を開放していたが車内の利用者の話声で誘導者の声は届かず、外灯のない状況で視認されず添乗者が強く車体を叩いたところで気づいて停車したがステンレスの柵と車両の間に挟まれ右大腿部と膝を負傷したものである。	49	50 ~ 99
2	6~7	キッチン前で作業していて、キッチン内にいた利用者様が怪我をしてはいけないと思ってお声掛けしたところ、利用者様に右の耳から首にかけて数発殴られ顎の下が切れて出血した。通院が休診日だった為、翌日受診し頸椎捻挫と診断された。	48	50 ~ 99
2	15~16	入居者の入浴後、洗濯物を干すためにリビングのカーテンレールに掛ける際、身長が低いのでリビングにある椅子に乗って掛けようとした際に、左足に加重がかかり「グギッ」と音がし、膝折れして立てなくなった。	61	10 ~ 29
2	15~16	作業所前にて、木片を組み合わせた自主製品の材料切り出しの為、丸鋸を使って一人で角材を裁断する作業をしていたところ、右手が丸鋸に巻き込まれ右手人差し指切断、右手中指不完全切断・骨折、右手薬指不完全切断、右手親指裂傷したものである。	49	10 ~ 29
2	16~17	弊社敷地内にて送迎車両（1BOX車）の後部座席の清掃をし運転席側後部のスライドドアから降りた後、ドアを閉めたが5cm程開いており、閉まらないだろうと思い運転席ドアの後ろに塵取りを持った状態で左手を置いていたらスライドドアのイージークローズ機能が動きドアが閉まり、ドアの間にあった左手小指が挟まり、左手第5指を裂傷と末節骨を骨折した。	62	10 ~ 29
2	14~15	ご利用者の入浴介助のために、浴室からご利用者居室へストレッチャー（約20kg）を運んでいたところ、自分の右足親指の上にストレッチャーの前タイヤが乗ってしまふ。痛み、出血があったが、自分でガーゼで保護し業務を続けた。約3ヵ月後、右足親指から膿が出て、青紫色に変色していたため皮膚科を受診する。飲み薬で軟膏の処方があったが、1ヶ月経っても効果がなく、整形外科へ受診し、右母指挫創陥入爪と診断される。	22	100 ~ 299
		勤務中、帰苑の送迎の際、送迎車のリフトの動作中に足元を挟んでしまった。		

2	16~17	(リフトと地面の間に挟まれた。)	28	—
3	18~19	入居者の室内トイレにて入居者を便座から車椅子へ移乗後、フットレストへの移乗介助を行っていたところ、入居者が車椅子の車輪ロックを自分で外し、車椅子が動いて右足の薬指と小指を踏んで通過した。帰宅後に痛みと腫れがあり、LP関節挫傷との診断を受けた。	40	50 ~ 99
3	14~15	視覚障害者が市の施設で行われる編物教室に参加するので、その介護のために付き添い、終了後に机、椅子等の片付け作業をしている際、折りたたみ式の机をたたもうと脚の部分をつたんでいるとき、金具の間に右手中指を挟んでしまい、右手中指の先端を骨折した。	58	1~ 9
3	16~17	訪問入浴を終え、駐車場に車をまわし、入浴車の後片付けをし、後部スライドドアを左手で閉めようとしたとき、ドアの開閉部においていた右手人差し指をはさみ負傷した。	48	10 ~ 29
3	13~14	入浴介助のため、特浴室にて2名で利用者をチェアー浴の台車に乗せ、レッグレストを2人で上を持ち上げた際、左手第4指がレッグレストのロック解除レバーに挟まり負傷した。	51	50 ~ 99
3	10~11	車のエンジンベルトに右母指、右示指が触れ受傷した。	42	30 ~ 49
3	11~12	介護老人施設の入所Aステーション横の廊下にて、昼食用の食事の入った配膳車を厨房からユニットへ引っ張りながら運んでいた。その際、配膳車が思ったよりも前にきてしまい、左足が配膳車と床の間隙間（約20cm）に入り左足首を痛めた。	44	50 ~ 99
4	13~14	施設外就労先の豆腐工場内にて、機械洗浄の作業中、豆計量機のスイッチを切り忘れ、労働者の不注意により危険箇所へ右手を入れてしまい、右手示指・中指の末節部を切断した。	35	10 ~ 29
4	12~	調理室でおやつ調理の為、人参をブレンダーにかけた後、本体から刃のついた接続部分を外そうとした際、電源プラグを抜く前に取り外し作業をしてしまい本体ス	31	10 ~

	13	イッチボタンに誤って触れて、回転した刃に巻き込まれ右手中指を被災した。		29
4	15～ 16	デイサービス玄関前に駐車している車両にて、送迎前に利用者の荷物を載せたあと、一旦スライドドアを閉めたときに車体に添えていた左手を挟み込んでしまった。すぐに、自身の右手でドアを開けたが、左手中指を損傷した。	57	10 ～ 29
4	17～ 18	施設内ダムウェーターにてゴミを降ろす際、手動の扉で手を挟み右手中指を骨折した。	31	50 ～ 99
4	17～ 18	デイサービス利用者を送る際、利用者自宅前でリフト車を作動中、リフトが作動せずギアボックスにナットを差し込み、ギアを動かそうとしたときに約10cm四方のギアボックスの中へナットを落としてしまい、回収しようとした際にギアが動き出し、左手人差し指を挟まれた。	49	100 ～ 299
5	13～ 14	当社の施設にてイベントの用意でエレベーターで椅子を運んでいた際、椅子2脚を運んでいたがエレベーターが狭かったため、降りる際に椅子とエレベーターの間に右手首を挟んだ。	18	50 ～ 99
5	14～ 15	展示館を利用者と見学後に、玄関前駐車スペースで車椅子利用者を福祉車両に乗せるため車椅子リフトを昇降操作中に、車椅子リフトのアーム部分から腕を入れ、掛け忘れていたブレーキ（ワイヤーロック）を掛けようとした。リフト操作を車内から別介護者が行ってしまったため、本人が腕を入れてしまっていることに気付かずアーム部分に腕を挟まれた。	55	10 ～ 29
5	17～ 18	施設（グループホーム）リビング食堂ホールにて、洗濯物を利用者各自の席で畳んでもらおうと、2つのテーブルの間を歩いて洗濯物を配っていた時、立った状態で洗濯物を畳んでいた利用者が急に隣のテーブルの洗濯物が気になり動いた為、左足甲を踏まれてしまった。しばらく仕事を続けていたが、痛みで足を床に着けなくなってしまった。	59	30 ～ 49
5	14～ 15	デイルームにて、トイレ介助をしようと車イスを押してトイレに入ろうとしたところ、先に入室しているのが分からなかったためドアを開けたところ使用中だったので、ゆっくりバックをしようとしたが、自走式だったので車イスがバックし、一瞬	57	100 ～ 299

		かわそうとしたが間に合わず、左後輪が左の足甲に乗ってしまった。		
6	17~ 18	デイサービス利用者の帰りの送迎時、利用者住宅駐車場で送迎車からの降車介助の時、車両のスライドドアを開けて、2列目の座席の下から足台を引き出して降車の準備をし、右手で利用者を支え、足台が動かないように左足で押さえ、バランスを保つために右手は車両のドア枠につかまりながら介助している時、スライドドアが自然に閉まり、誤って右手を挟み負傷した。	51	10 ~ 29
6	12~ 13	利用者様のトイレ介助中、立っている利用者様の転倒防止の為、利用者様の右側から腰に左手を回していたところ、勢いよく便器に座られ、便座と利用者様の臀部の間に挟まれ、左手首を上に向けた状態で強打し、下に手首が下がった。	44	10 ~ 29
6	13~ 14	脱衣室で入浴準備中、リフト浴用椅子を所定の位置に動かそうと通常より上部を持ったところ、倒れて来た。慌てて支えようとしたが、背もたれから後方へ倒れた際、右手を挟み、中指関節周辺が痛みを伴い、赤くなっていた。出血はなく、手も動かせたので、すぐ入浴介助にあたった。その後、痛みはあったものの仕事にも遅れがあり、手が動かせたので、遅出の仕事の続けた。終了時に腫れが酷くなった。	38	10 ~ 29
6	7~8	特別養護老人ホーム内の洗たく室にて、業務用衣類乾燥機へ衣類を入れた後、取り出し口を閉めた際（少し強く閉めてしまった）、乾燥機下部にあるフィルター清掃用扉（鉄製）が落下し、左足親指に受傷した。	55	30 ~ 49
7	1~2	対象利用者Aの排泄介助の際、トイレ入口の所で利用者Aの歩行を前方から両手引きで支えていた。その後利用者Aがバランスを崩し転倒され支えようとした際に、右足第2趾付近を踏まれ、鈍痛内出血有あり、骨折と判明し、入院加療となる。	51	10 ~ 29
7	17~18	当施設（療護園）内の会議室で会議テーブルを片付けていて、そのテーブルの脚接続部分が故障していることを知らずに、脚が折りたたまれたままテーブルを移動しようとしてテーブル面を持ち上げた時に、折りたたんである脚が急に広がり接続部分にあった右手中指の爪を剥がしてしまった。		10 26 ~ 29
7	9~10	デイサービス利用者宅前の駐車場で、被災者が右手で利用者の荷物を持って車両の助手席に載せたのち、左手で助手席のドアをつかんだまま閉めようとしたところ、うっかりして親指がドアの内側に入ったままだったため挟まれてしまい、左手親指	60	100 ~

		の爪の部分の下あたりを裂傷し、第一関節部分を骨折したものの。		299
7	16~17	屋外危険物倉庫の室内にて作業中、別の作業を行うために慌てながら室外に出たところ、入り口付近に放置していたハンドリフトに気が付かず衝突した。ハンドリフトは所定の位置ではなく、ハンドル操作部も斜めに傾いた状態で放置されていた。衝突した際、ハンドリフトのハンドル操作部で右脇付近を打ち付けた。	45	10 ~ 29
7	9~10	地域交流ホームの出入口において、正門から園外へ飛び出そうとするほど興奮している利用者の後を追い、出入口に立った時、利用者が勢いよく閉めた戸に左手指全体が挟まれた。直前に正門から園外に出ようとしたところを職員に引き止められ、極度の興奮状態にあった。突発的に起こったことであり予想が困難であった。事故にあった職員は利用者の興奮状態そのものに気を取られ自分の身を守ることができなかった。	57	30 ~ 49
7	15~ 16	保育中（園児お昼寝中）にクラスの部屋へ入ろうとしたところ、入口付近にあるブラインドカーテンの下の棒に足が引っかかり、転倒する。その際、うまく受身がとれず、臀部、腰から直接床にぶつくる。ひとりで歩くのは困難である。	64	10 ~ 29
7	10~ 11	保育園内において、陶芸の焼き窯を4人で移動する際、焼き窯と床との間に左手中指を挟まれ負傷したものである。	23	10 ~ 29
9	14~ 15	汚染区域下処理の流し台のシンクにまな板をのせて包丁でレタスを切っていた時、まな板の設置が不安定でシンクに落ちてしまい、その際に包丁で指を深く切ってしまった。	21	100 ~ 299
9	14~ 15	施設内の事務所の引き戸で障がいのある利用者に、支援で付いている時に引き戸に付いているクッションが外れていたので職がつけるタイミングと利用者が引き戸を閉めるのが同じで、右手を挟んでしまった。	46	100 ~ 299
10	16~ 17	当社介護施設駐車場において、傷者は、利用者の送迎のために同僚他2人と共にワゴン車に乗せる作業をしているとき、車イスの利用者を車内に乗せ、スロープ脇で確認をしていたところ、スロープ格納（電動式）の操作をする者が傷者の立ち位置をよく見ずに操作を行ったため、スロープとワゴン車後部のところにはさまれ受傷	46	30 ~ 49

		したもの。		
10	11～ 12	厨房内の作業場で切り込み作業中、フードプロセッサーで使用方法の誤りにより左中指を負傷した。 ※使用方法 正) スイッチをoffにする→完全に止まってからカバーを外す→中にある刻んだ野菜を取り出す。 誤) スイッチをoffにした時に、完全に止まる前にカバーを外した為に中のディスク刃で左中指を負傷。	48	50 ～ 99
10	15～ 16	特別養護老人ホーム内入居者居室にて、リネン（シーツ）交換中、シーツを張り終えベッド位置を戻す際、ベッドのローラーが勢いよく動き右側に置いてあったタンスにぶつかりベッドとタンスの間に挟まれて右手第5指を負傷した。 挟まれた際、ベッドをすぐに動かそうとしたがベッド頭部側ブレーキを2カ所かけていた為、位置をずらすことが出来なかった。	29	—
10	8～9	パン工房厨房にて、パン生地を平たく伸ばす作業をモルダーという機械を使って行っていた。 機械に投入した生地にゴミの付着を確認し取り除こうと手を差し出したところ、機械に右手第3、4、5指を巻き込まれてしまい右手第3、4、5末節骨の骨折、同じく右手第3、4、5指の腹部分を裂傷してしまう。 原因としては、不注意で生地投入口から右手を入れてしまった事と、機械に緊急停止装置がなかった事、また安全管理運用マニュアルが当設備になかった事があげられる。	37	1～ 9
10	7～8	園内の倉庫にて、作品展の備品を取り出しているときに、急に強風が吹き扉が突然閉まり、右手の指を挟んでしまい負傷した。	21	10 ～ 29
10	9～ 10	施設2階北側の窓が台風強風により前後に勢いよく動き雨風が室内にふりこみ網戸が廊下に落下していたため、窓の左側に手を入れ手前に戻そうとした時に強風で窓が閉まり左腕を挟んでしまった。	54	30 ～ 49
11	12～ 13	リネン庫から、バスタオルを取り、浴室に補充に行ったところ、内側から浴室のドアを閉める際に左手指を挟んでしまった。	64	50 ～ 99
11	16～ 17	介護利用に同伴し、椅子ごとリフトステップを降ろす際、車後部より右側のリフトステップ側に近寄り立って椅子を受け取るべく待ち構えていたがカバンを渡されたため、ステップに近付き過ぎた為ステップと地面の間に右側右足第三趾基節骨骨折	51	10 ～

		の負傷を受けたものである。運転手がステッチダウンのスイッチを入れた。		29
11	10~ 11	利用者を1階特別浴室にて入浴業務中、ストレッチャーと本体との間に右手指を挟み負傷したものである。	50	50 ~ 99
11	14~ 15	施設内リビングにて、車椅子に乗った男性利用者が落ち着きがなく見守り中、他の利用者から話しかけられて、目を離した間に車椅子ごと転倒しそうになった為、体で防ごうとして車椅子の下敷きになり負傷したものである。	26	30 ~ 49
11	9~ 10	利用者を車に乗せた後、左手を車の外に出し、ドア上部に手を出した状態でスライドドアに背を向け右手で閉めた際、左手首を挟んだ。	67	1~ 9
12	10~11	デイサービス送迎車のバッテリーの不具合で確認のため、バッテリー上部の荷物箱を無理やり外そうとしたところ、箱とバッテリー部分のすき間に指をはさみ負傷した。その後、痛みはあったものの業務を行っていたが痛みが酷くなり、後日に受診したところ、壊死していることが判明したため切断をした。	63	30 ~ 49
12	16~17	事業所にて、2階の戸締まりをする際、雨戸とガラスサッシの間に左手人差し指を挟んでしまった。雨戸を強く引いたためかなりの衝撃があり、出血と腫れを伴い1階に降り、生活相談員に報告し、そのまま整形外科を受診した。	52	10 ~ 29
12	14~15	事業所において年末の大掃除のため、調理場の水道を掃除していたところ、水道の金具後ろと壁の隙間に右手小指を挟んでしまい負傷したものである。	43	10 ~ 29
12	17~18	利用者宅にて訪問介護中、利用者の姿勢を直そうとした際に足元の荷物が妨げとなったため、荷物をどかそうとして手を伸ばした時に右手親指付け根から手首の間を利用者宅の飼い犬に深く噛まれ、受傷したものである。	68	30 ~ 49
12	6~7	施設居室内で、車イスに座っていた利用者の体が傾いていた為、正常に戻そうとして、右手で支えたところ、車イスのアームレストに手が挟まってしまい、右手小指を骨折した。	56	100 ~ 299
12	20~21	当施設で介護職員として勤務中に、入居者が床に座っており、車椅子に移乗させようとしたとき、車椅子のサイドの金属部と入居者の体に挟まれ、左手中指を負傷し	45	50 ~

		た。		99
12	15~16	客宅で風呂場の掃除をしていたとき、二つ折りのスノコを設置するときに、手を挟んで出血し、骨折した。	54	30 ~ 49
12	7~8	配膳車を食堂に運搬する途中、職員が前方より急いで来るのが見えたので、配膳車を止めようと左腕を出したところ、鉄柱と配膳車の隙間に腕が挟まり、骨折した。	68	100 ~ 299
12	11~12	勤務先グループホーム内、利用者居室の入口で対応中、利用者が引き戸を閉めたのに気づかず、左手を挟まれて出血した。	57	10 ~ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)